令和８年１１月吉日

各　　位

社会福祉法人
占冠村社会福祉協議会
会長　窪　田　敏　雄

占冠村除雪サービス事業実施のお知らせ

向寒の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素より社会福祉事業について格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、例年どおり当社会福祉協議会では、村の委託を受け、除雪サービス事業を下記のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。

記

１　事業内容　　除・排雪の労力等の確保をし、災害等による被災を防止する。

２　期　　間　　令和８年１２月１日から令和９年３月３１日

３　対象世帯　　①　65 歳以上の高齢者のみの世帯
※65 歳未満の方が同居する場合は、住民票上は別世帯であっても対象とはなりません。
②　65 歳未満で障がい者の方、介護認定を受けている方のみで構成されている世帯、または前述の方と 65 歳以上の高齢者で構成される世帯。
③　病弱・虚弱で除雪困難と認められる方のみで構成されている世帯または前述の方と 65 歳以上の高齢者で構成される世帯。
④　その他、本除雪サービスの利用が、特に必要とされる世帯。

※注意事項　　上記の要件が満たされ、サービスを利用中の方でも、家族等の帰省により、除雪労力が確保できる場合、一時的に対象外となる事もあります。また、施設入所や長期入院によりサービス期間中在宅に２ヶ月以上不在の世帯は対象外となります。

４　作業範囲　　１）玄関前の出入りに必要な通路
２）住宅の屋根（住んでいる家が積雪で損傷する恐れがある場合）
※このサービスは、生活に必要最低限の範囲が対象となるものです。そのため、車庫、物置など住宅以外の建物等は対象外となります。その場合は業者等にご依頼ください。
※作業の安全が確保できない場合、お断りすることもあります。

裏面もあります⇒

５　利用料金　　１）１回の作業につき２時間まで　　500 円
２時間を超えて３時間まで　　750 円
３時間を超えて４時間まで　　1,000 円
２）お支払は１ヵ月分をまとめて翌月に請求します。
※作業員の人数次第で作業にかかる時間は変わりますが、基本的には２時間で終えることができる人数で実施しています。

６　申込方法　　**１）対象世帯の①、②に該当する世帯には、11 月末までに、個別に通知いたします。**
除雪サービス利用を希望されている方で、12 月までに通知が届かない場合は、占冠村福祉子育て支援課 担当までお問い合わせください。
※昨年度まで対象となっていた世帯も、世帯状況に変更（64 歳以下の同居者が増える等）があれば、対象外となります。

２）対象世帯の③、④に該当されると思われる世帯の方は、占冠村福祉子育て支援課担当、又は、占冠村社会福祉協議会まで、直接お問い合わせください。
占冠村 福祉子育て支援課　　☎ ５６－２１２５
占冠村社会福祉協議会　　☎ ５６－２７００

７　そ の 他　　①除雪・雪おろしは、限られた作業員で行っており、申込を受けてからすぐに作業に入れない場合がございますのでご了承ください。

②公営住宅で長屋の場合、作業の都合上、屋根の雪下ろしにより隣の家の窓ガラス等への破損が予想される場合は、保護のご協力をお願いすることがありますので、ご理解願います。

③中央団地に住まわれている対象者の車周りの除雪のみ行います。
但し、車に積もっている雪下ろしは行えませんので、ご了承下さい。